

11月は、「児童虐待防止推進月間」です

全国の児童相談所における虐待相談対応件数が一貫して増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たず、多くのかけがえのない子どもの命が失われている現状から、厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、広報・啓発活動を実施しています。



これらは「児童虐待」にあたります

身体的虐待

- 殴る・蹴る・投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- やけどなどを負わせる
- 溺れさせる

など

性的虐待

- 子どもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にする

など

ネグレクト

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- 自動車の中に放置する
- 重い病気になっても病院に連れて行かない

など

心理的虐待

- 言葉による脅し・無視
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう

など

◆子育てが辛い、悩みを抱えているあなたへ

子育てに不安や悩みを抱えていたり、つらいと感じていたら、子育て相談窓口の利用や支援を受ける事が必要です。解決策をあなたと共に考えますので、ご相談ください。

◆「自分は、虐待を受けているかもしれない・・・」と感じている子ども・若者の皆さんへ

信頼できる大人に相談してみませんか。周りに相談できる大人がいないとき、どうしてよいかわからないときは、ご連絡ください。

【相談窓口】

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 (通話料無料、24時間365日対応)

子育て支援課こども家庭センター(8階) ☎(20)1573 FAX(20)1606

児童家庭支援センターこどものひなた ☎(36)6226
✉kodomo@hinata.support

児童家庭支援センターししく ☎(36)7537
✉zikasenn-2024@shishikuen.com



▲こどものひなた
ウェブサイト